



# 第8回石岡市民の日表彰記



▶市では、旧石岡市と旧八郷町が合併した10月1日を「石岡市民の日」と定めています。 10月1日回、ふれあいの里石岡ひまわりの館で「石岡市民の日表彰式」を開催し、第1部では、 市の発展に寄与された個人・団体あわせて65名への表彰を行いました。

第2部では、石岡市出身の落語家・立川志のぽん氏による凱旋落語会を開催し、巧みな話術で 会場を笑いの渦に巻き込みました。





#### ◆表彰状受賞者◆(敬称略・順不同)

#### 【一般表彰】

JA やさと有機栽培部会・中嶋聡・潮田昌造・武石玲那・冨田千晴・澤畑壮・村野聖音・稲田宗一郎・ 鈴木小春・寺島凛空・井野美優・鎌田未思・田中沙貴・生天目鈴奈・伊藤友果・清水満・田添政行・ 羽田笑子

#### 【寄附者表彰】

株式会社博進紙器製作所 代表取締役社長 丸井康敬・

日本ナショナル製罐株式会社 代表取締役社長 島田浩行・藤枝洋子

#### ◆感謝状受賞者◆(敬称略・順不同)

#### 【社会福祉・保健衛生功労】

友部和明・福田真之

#### 【教育文化功労】

千葉初子・平澤正則・松金美土里・恒廣登志子・大枝正男・中島武・三輪康史

#### 【市政功労】

飯村勲・小吹武司・小松﨑吉雄・萩谷好信・廣瀬道雄・関清・櫻井茂

鈴木京子・堀越明・稲田成実・鈴木哲夫・髙野内明・久保田吉文・武居公江・原田文普

#### 【寄附】

株式会社いっしん 代表取締役社長 川島正行・株式会社筑波銀行 取締役頭取 生田雅彦・ 農林中央金庫関東業務部・ダイドードリンコ株式会社首都圏第二営業部長 吉田勝則・有限会社 石井建材 取締役 石井利恵子・八郷ライオンズクラブ 会長 真家隆史・株式会社ティーアップ 代表取締役 潮田多計士

#### 【特別功労】

株式会社モトヤエデュケイツ ドローンビジネスラボラトリー・石橋由夫・小室篤志・菊地龍治・ 小松崎光一・田山正明・中野正雄・松崎正・宮城豊・皆藤律子・金井啓子・木村直文

間本秘書広聴課 **Tel** 23-7274

#### 税金の申告について カイ・モモアと学ぼう

間本税務課 **Tel** 23-5584



### 確定申告と住民税申告って、どこが 違うの?



確定申告は、国の税金である所得税を 納めたり、還付を受けたりするための 申告で、住民税申告は、市や県の税金 を決めるための申告だよ。



# 昨年は収入がなかったけど、申告は しなくてもいいの?



収入がない場合でも、石岡市在住の人 から税法上の扶養にとられていない人 や、税証明書が必要な人、国民健康保 険や児童手当などの申請をする人は申 告が必要だよ。



医療費が 10 万円かかったから申告 をしたけど、10万円は戻ってこな いの?



医療費控除の申告は、医療費自体が戻 るわけではないよ。所得税や住民税を 納めている場合に、その一部が安くな ることがあるんだよ。



収入は年金のみだから申告をしてい ないけど、扶養控除が反映されてい ない時があるのはどうして?



年金収入のみの人で、家族を扶養とし て追加したい場合は「扶養親族等申告 書」を自分が加入している年金の年金 機構に提出する必要があるよ。詳しい 内容は、該当の年金機構まで問い合わ せてね。



## 扶養の範囲内でいるためには、いく らまで働いていいの?



市・県民税の場合は、合計所得金額 が 48 万円未満 (給与収入のみの場合 **103 万円未満**) であれば扶養に入るこ とができるよ。ただし、社会保険の扶 養とは金額が異なるので注意してね。



税金の申告について 詳しくは市ホームページ をご確認ください▶



# 医療費控除の明細書 書き方相談会を開催します

▶確定申告のための医療費控除の明細書書き方相談会を開催します。 ※**確定申告の相談は** 同時に、税務署職員によるスマホで申告相談会を開催します。 スマートフォンで医療費控除の申告をしてみたい人は、ぜひご参 加ください。

持ち物:医療費控除の明細書(※)、医療費通知、医療費の領収書、 源泉徴収票、筆記用具、電卓

※持っていない人には会場でお渡しします。

**日時:石岡地区:**1月16日灰 八郷地区: 1月19日金

午前の部:9時30分~11時30分

午後の部:1時30分~4時30分 ※スマホ申告は午後の部のみ

受付開始時間(当日窓口にて先着順で受付)

午前の部:9時20分~ 午後の部:1時20分~ **場所:石岡地区:**本庁1階メロディアスホール 八郷地区:支所1階101~102会議室

定員:50 人/日 相談時間:20 分/人

間本税務課 **TEL** 23-5584

受け付けません



# 医療費控除とは…

申告者または申告者と生計を 共にする配偶者やその他の親 族のために、その年中に支 払った医療費から算出した金 額を、所得から控除できる制

度です。詳しくは 市ホームページを ご確認ください▶

